

秩父市農業委員会 令和6年 第2回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年2月22日(木) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和6年2月22日(木) 午後3時31分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 25名(農業委員11名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席	●		関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席	●	第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	欠席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	欠席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)

議案第9号 農地法第5条の規定による許可後の
計画変更申請について (1件)

議案第10号 農地法第2条第1項に規定に農用に
該当するか否かの判断について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主幹	千島修		主査	笠原信之	
主事補	見澤俊亮				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第2回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中11名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の全員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

4番 黒田 昭雄 委員 及び 5番 長谷川 玲 委員、以上、お二人をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 通知書の受理についてです。

まず番号1 農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書についてですが、耕作者変更のための合意解約とのことでございます。

番号2につきましても、農地法18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書についてですが、耕作者変更のための合意解約とのことでございます。

番号3と4につきましても、農地法18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となりますが、どちらも売買のための合意解約とのことでございます。

合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期それぞれ令和5年8月31日となっており、同日付で通知書が届いております。

以上でございます。

日程第6 審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

江田事務局長

議案を報告する前に、議案書の訂正を1か所お願いいたします。

1ページの議案第6号番号3の申請事由を 新規就農 ではなく 農業経営規模拡大 と変更をお願いいたします。

それでは、令和6年 第2回 定例総会において ご審議いただきます議案について申し上げます。

議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	が	3件
議案第7号	農地法第4条の規定による許可申請について	が	1件
議案第8号	農地法第5条の規定による許可申請について	が	6件
議案第9号	農地法第5条の規定による許可後の 計画変更申請について	が	1件
議案第10号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか 否かの判断について	が	1件

以上でございます。 よろしくお願いいたします。

日程第7 議案審議

議案第6号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （3件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。

譲受人・譲渡人・契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●●●から東側約●●●mに位置しています。

申請事由は、新規就農のためです。

このたび、畑を耕作する意思もないことから土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡の話がまとまり、申請に至りました。

譲受人は農地を所有していませんが、農作業歴が3年有り、これまで父が所有する農地を手伝い耕作していました。

農機具は現在所有していませんが、父が所有する耕うん機を借りて耕作を行う予定です。

また、作付計画では、●●、●●●●、●●、●●●、●●●●を1年通して栽培する計画です。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

説明は以上です。

事務局（笠原主査） 番号2および3について説明いたします。

まず、番号2から説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●●●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、●●●●●●●●●●の南、

約●、●km付近に位置しており、令和●年に相続により取得した土地です。

申請事由は、農業経営規模拡大です。

譲渡人は令和●年に申請地の農地と隣接する宅地を相続により取得いたしました。秩父市外に居住しており管理することが難しく土地を手放したいと考えておりました。

そのことを申請地の隣接に居住する譲渡人に相談したところ、宅地は売買で申請地の農地は贈与により譲ることで話がまとまり、この度申請に至ったものです。

譲受人は●、●●●㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると●、●●●㎡になります。保有する農機具等につきましては、耕うん機1台、草刈機1台、軽トラックを1台所有しており、農作業暦は●●年以上に及びます。

作付け計画では、●●●●●、●●、●●などの野菜を栽培する計画となっております。

現地を確認したところ、耕作はされておりませんが、草刈りなど保全管理されている状態でした。

続きまして、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●字 ●●田 1筆 ●、●●●㎡で、●●●●●●●の西、約●、●●●m付近に位置しており、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請事由は、農業経営規模拡大です。

譲受人は会社員ではございますが秩父市の認定農業者で、所有する農地はございませんが、中間管理事業により借入している農地が●、●●●㎡あり、水稻栽培を行っております。

当申請地は●●年くらい前から譲受人によって管理されている状態で、譲渡人は高齢で遠方に居住していることから、今後も申請地を耕作する意思もなく土地を手放したいと考えておりました。

譲受人と話し合った結果、農地の譲渡しの話がまとまり、このたび申請に至りました。

保有する農機具等につきましては、譲受人個人として、耕うん機 1台、軽トラック 1台を所有しており、トラクター、コンバインなどの大型の機械につきましては、●●●●●●●●●●で共同所有しているとのことでした。

現地を確認したところ、田として耕作されておりました。

説明は以上です。

議長 (横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日、富田推進委員と事務局とで現地を確認しました。

ここは土地改良した農地で、長年遊休農地でありました。現在は保全管理の状態でした。

譲受人は年齢が若いということもあり、作付けを続けていただきたいと思っております。

作付け計画では、●●、●●●●、●●、●●●、●●●●等を栽培するとのことでした。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

4区 富田 典孝推進委員 4区の富田です。

現地を見ましたが、長い期間保全管理状態だったようで、耕作できる状態にするまでには大変だとは思いますが、年齢もまだ若いということもあり、期待を込めてぜひがんばっていただきたい、と思っております。

特に問題ないと考えます。以上です。

4番 黒田 昭雄委員 4番 黒田です。番号2と3について意見を申し上げます。

まず番号2ですが、事務局説明のとおりで、先日笠原主査と新井推進委員と現地を確認しました。

現地は雑草等キレイに刈り払われていて、保全管理されていました。

譲受人の自宅がすぐ近く、日当たりも良く環境の良いところでした。

ることが判明したため、計画の変更をしたとの事です。

申請人からは、農地法第5条の計画変更許可を受けなかったことに対し、始末書の提出があります。

なお、太陽光発電設備に係る設備認定等の法定手続はなされています。

現地を確認したところ、南側が崖地で赤道に面し、東側は市道、北側が県道、西側が赤道に面した土地で、太陽光パネル92枚、17.2kWの設備認定を受けた施設です。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番 新井です。

先日、事務局と現地を確認しました。

現地は埋土をしたところで、住宅を建てるのが難しいとのことと、県道の拡幅が進んでおり、現在より3mくらい敷地に道路が入ってくるごとのようです。

周辺の県道に面したところもすべて3mほど引っかかるようで、崖地ということもあり住宅が建てられないとのことと致し方ないのではと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（横田 友会長） 質疑 または 意見はありませんか。

5区 高田 忠一推進委員 5区高田です。

これ、申請人だからできたんでしょうね。資金的に一般の個人だったらとてもできないと思うんです。

住宅がダメでも太陽光設備ならオーケーなんですかね。

それと追認ということで、すでに太陽光設備を設置してしまっている、許可を受けずにやってしまったわけですよね。

これ、いかがなものなのでしょうか。個人的には非常に納得がいかないのですよ。

現在の法令、例えば景観条例などに照らしてみても、許可となるのでしょうか。

そのあたり事務局は調べてあるんですか。

事務局（宮前参与） この土地について、今回なぜ4条の申請かと言いますと、元々は店舗用地として申請があり一度許可されたのですが、県道の拡幅の計画が分かりまして、建売住宅用地5区画として計画変更の申請を行い許可されました。

しかし、この申請地については住宅が建てられない見込みとなったため、太陽光設備を許可を受けずに設置してしまった、というのが経緯となります。

この申請地が農用地であるかどうかは確認しておりませんが、当初許可が下りておるので、農用地ではなかったと推測されます。

この観点からは、農地法違反ではないと思われれます。

（「景観条例については？」との声有り）

事務局（宮前参与） 議長、休憩をお願いします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局（宮前参与） 現在秩父市では太陽光の設置条例がありますが、農振農用地、いわゆる青地につきましても、設置できないこととなっていますが、先ほどお話ししたとおり、ここは転用の経緯を確認しますと農用地ではないと思われまますので、この条例での観点からは問題ないと思われまます。

また、景観条例につきましても、高さが15mを超える場合は制限がありますが、こちらについてはその規制には当たらないということになります。

5区 高田 忠一推進委員 もう一つ。この土地は元々埋め立てられたところだと思いがすが、ちゃんと許可を取って埋めたんですか。

1番 新井 範委員 それは申請者が取得する前の所有者のことだと思うのですが。

前の所有者が埋め土を行い、その後この申請者が購入したわけですから、ここで許可をちゃんと取ったかどうかは問題ではないと思いがす。

議長（横田 友会長） 他に質疑 または 意見はありますか。

事務局（宮前参与） この申請者が転用許可を申請したときの当時の書類につきましても、保存年限が切れておりまして、当時どういった形態でどうだったか、ということが資料上分からないため、現状での説明となってしまいがす。以上です。

議長（横田 友会長） 他に質疑 または 意見はありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたしがす。

お諮りいたしがす。議案第7号について 賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第8号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （6件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたしがす。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1から3について説明します。

まず、番号1について説明します。

議案書の3ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● ●●● 畑 1筆 ●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地で

す。

申請地は、●●●●●●から東●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。

転用目的は、宅地分譲地です。

申請事由ですが、申請地は、駅・小中学校、病院等の公共施設に近く、市内主要部への交通の便もよく、住宅地として適した土地であることから、譲受人が売買により取得し、位置指定道路を築造し、3区画の住宅用地を造成し販売するものです。

権利の種類は所有権で資金計画は整っており、隣接地の農地はなく、耕作者の承諾書が必要となる土地はありません。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

次に番号2及び番号3について説明します。番号2及び番号3については、関連した内容であるため、まとめて説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

番号2の申請地は ●● 字 ●● 畑 1筆 ●●●m²で、平成●年に相続により取得した土地で、番号3の申請地は ●● 字 ●●● 畑 2筆 合計●, ●●●m²で昭和●●年に贈与により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

番号2の申請地は、●●●●●●●●●●から北東●●●m付近に位置し、番号3の申請地は、●●●●●●●●●●から北東●●●m付近に位置しています。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は、駐車場です。

申請事由について説明します。

譲受人は、スポーツ用品の製造及び販売並びに輸出入等を行っており、本社が申請地付近にあります。

この度、譲受人が事業拡大のために本社内にある従業員用駐車場の敷地に工場を新築する運びとなりました。

そこで別の場所に従業員用駐車場を確保することが必要となり土地を探していたところ、当該地を耕作する意思がない譲渡人と話がまとまり、申請に至りました。

計画では従業員用車両、合計70台を駐車する予定です。

権利の種類は賃借権で、資金調達計画は整っています。また、隣接農地耕作者からは農地転用に対する承諾書が添付されています。

現地を確認したところ、保全管理されている状態でした。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは、番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ● 畑 2筆 ●●●. ●●●m²で、秩父市スポーツ健康センターの

東●. ● km付近に位置し、昭和●●年 売買により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地です

申請事由ですが、申請人は現在、妻の実家に家族と暮らしていますが、子どもの成長に伴い日常手狭となってきたため、義母が所有する隣接宅地と一体利用し、住宅を建築したく申請がなされたものです。

申請地の南側に旧道路敷地がありますが、義母が市から払い下げを受け、併せて譲受人が借地する計画です。

当事者以外に隣接土地所有者は無く、現地を確認したところ、保全管理状態の農地でした。

説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号5、番号6についてはまとめて説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

番号5の申請地は ●●● 字 ●●● 畑 2筆 ●●●㎡、

番号6の申請地は ●●● 字 ●●● 畑 2筆 ●●●㎡で、どちらも平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●の南西約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

番号5の転用目的は、事業用車両の置場及び資材置場でございます。

申請事由につきまして、申請人は、材木等の運搬事業を営んでおりますが、事業車両及び付随する資材等の置場として申請地を利用したいと申請されました。

番号6の転用目的は、通行用敷地でございます。

番号5で申請のあった土地への進入路、また譲渡人の自宅への進入道路も兼ねております。

現地は、この目的で、すでに使用されている状況であり、始末書が添付されております。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1について意見を申し上げます。

詳細は先ほど事務局の説明のとおりです。

先日事務局とともに現地を確認しました。

この申請地の前に空き家があったと思います。その裏の畑も何年も耕作されていない状況でありました。

回りは住宅化が進んでおり3種農地でもありますので、やむを得ないのではと考えます。

皆様のご審議よろしく願いいたします。

8番 黒沢 昌治委員 8番 黒沢です。番号2、3について意見を申し上げます。

先日担当事務局と現地を確認しました。

転用目的は駐車場です。

新たに工場を増築するため、従業員用の駐車場が必要となったため、番号2に19台を駐車す

る予定とのことです。

現地は保全管理の状態でした。

続いて番号3ですが、ここも目的は駐車場、近隣の承諾書も添付されています。

こちらには51台の駐車を予定しています。

現地は保全管理状態でした。

特に問題ないと思います。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号4について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

以前、申請地の隣には以前おばあさんが住んでいたとのことで、測量をしてみたら市道があり、払下げもすでに完了しているとのことです。

当該農地は保全管理状態でした。

譲渡人は高齢とのことですし、自己用住宅とのことで転用もやむを得ないと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号5と6について意見を申し上げます。

いずれも概要は事務局説明のとおりです。

なお、2つの議案は申請者が同一人物であり、申請事由等も関連するため、まとめて意見を申し上げます。

譲受人は木材等の運送業を営んでおり、義理の父親が所有する農地を事業用車両及び資材置き場並びに事業用敷地及び譲渡人の自宅までの通路として、使用したいとのことです。

現地を確認したところ、転用許可を受けないまますでに申請事由のとおり使用されておりました。

しかしながら、始末書が添付されており、譲受人の事業が林業振興に関わるというという状況も考慮しますと、やむを得ないと感じました。

ご審議よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質疑、意見等ございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第8号につきまして、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

暫時、休憩いたします。

再開は午後3時00分といたします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第9号上程 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について（1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第9号 農地法第5条の規程による許可後の計画変更申請について を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（宮前参与） 私からは、番号1について説明いたします。

本案件は、令和●年第●●回定例総会において審議され、令和●年●●月●●日に自己用住宅用地として許可された案件で、このたび、許可後の計画変更が申請されました。

事業計画者である譲受人、申請地、施設の概要、契約の内容等は議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●●●●の南東●●●m付近に位置している土地で、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

計画変更の目的及び申請事由ですが、当初の許可後、申請者が病気療養の為、資金の目途が立たなくなり、建築工事を断念していました。

その後資金計画が整った事から、申請となりましたが、建築計画に変更が生じたため、この度の申請となりました。

具体的には、木造2階建から平屋建に変更となり、建築面積が●●. ●●㎡から●●. ●●㎡に変更となりました。

現地を確認したところ、土地造成と給排水の接続工事が完了していました。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号1について意見を申し上げます。

先日、現地を見させてもらいました。

事務局説明のとおりの状態でした。

前回住宅を建築するということで許可が下りているとのことですので、埋め土もされていつでも工事が始められる状態でした。

病気療養中でしたが、再度申請をし直したとのことでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号 について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第10号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について
(1件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第10号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(江田事務局長) それでは、番号1について説明をいたします。

案内図をご覧ください。

申請地は ●● 字 ●●● 畑 1筆 ●, ●●●m²

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の南西に位置する土地でございます。

この土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断について申し出があり、●月●●日に長谷川委員、栗原推進委員、関根推進委員と現地を確認しました。

平成●●年●月●●日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

この2点により現地調査を行いました。

申請者は民宿を営んでおり、申請地を平成●年に駐車場として4条の許可を受け、平成●●年ころまで使用しておりましたが、民宿の利用客が減少し駐車場として使うことが無くなったため、平成●●年ころから周辺に桜を植栽し始め、申請地には平成●●年に●●本ほど植栽したとのことです。

今後も桜山として一体的に管理していくとのことで、地目を山林に変更したいとして申請されました。

なお、駐車場として転用許可を受けたあと、地目変更の手続きを行わなかったため、現在も地目が畑となっております。

以上のことから一度駐車場として転用された経緯もあり、また、駐車場として使用していたためほぼ平坦ではありますが、植栽された桜がすでに3、4mほどになっており、さらに、地域の桜鑑賞地として親しまれていることなどを考えると、農地に復元することはかなり困難であると判断いたしました。

説明は以上です。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

5番 長谷川 玲委員 5番 長谷川です。

先日、事務局長、栗原推進委員、関根推進委員とともに現地確認を行いました。

現地は先ほど事務局長の説明のとおり、桜が植えてあり、また耕作する後継者いないとのこと、周辺には桜を散策できる遊歩道も整備され、桜を鑑賞できる環境が整っていることなどを考えると、畑に戻すことは厳しく、このままの状況を維持することが適当ではと思います。

ご審議よろしく申し上げます。

2区 栗原 恒明推進委員 2区推進委員の栗原です。

先ほどの事務局長並びに長谷川委員の説明のとおりでして、現地を農地に復元することは難しいと思います。

申請者も高齢であり、耕作は厳しく農地としての活用は望めないと判断しました。

以上です。

2区 関根 正男推進委員 2区推進委員の関根です。

先ほど事務局長の説明のとおりです。

長谷川委員と栗原推進委員とで現地確認を行いました。

県道に面しているので農地に戻すことは不可能ではないと思うのですが、桜の植栽もだいぶ進んでおり、申請のとおり山林でもよろしいのかなと思いました。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が担当委員及び農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺います。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。

今後の参考のためにお聞きしたいのですが、以前転用許可を受け駐車場として使用していたが、地目変更を行わなかったとの説明がありましたが、地目変更を完了したという旨の報告はしなくてもよいのですか。

事務局（江田事務局長） 工事完了届の提出義務は平成5年から始まりましたが、この案件は平成3年の許可でしたので、届出の義務は発生しませんでした。

3番 青野 孝司委員 工事完了届の提出義務は承知しました。となると地目変更の完了報告についてはいかがですか。

事務局（江田事務局長） 地目変更の完了報告については、特に義務はないと思います。

今回、資料として経緯書というものを申請者にご用意いただきました。

というのも許可を受けてから、桜の植栽をするまでの時期やいきさつ、地目変更をどうして行わなかったのかなど、経緯を知る必要があると考えましたため、依頼をいたしました。

地目変更を行わなかったか理由として、失念していたとの記述がありました。

以上です。

3番 青野 孝司委員 了解しました。何かしら申請者にペナルティを与える、例えば始末書のような文書を添付させることは必要と思います。

安易にこのような事例を認めてしまってもいけないのではと思い質問しました。

経緯書が出ているということで納得しました。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

このまま畑として置いておくという事はできないのですか。花を見るためとのことなので畑のままでも良いと思うのですが。

事務局（江田事務局長） 実は私もそのように思いまして、申請者にお聞きしたのですが、地目を現況に合わせたいと話されました。

本人は周辺一帯を“桜山”と認識しているため山林として地目を変更したいとのことでした。先ほどもお話ししましたが、4条の許可後に地目変更をしなかったために、今回山林への地目変更するための方法として、非農地判断の申請となりました。

申請者としては、畑のまま残すという認識は無いようでした。

3区 小久保 健司推進委員 本人の意向は分かりましたが、私の地元でも耕作しなくなった畑に花桃を景観目的に植えているところがありまして、これと同じように考えればよいと思うのですが。

事務局（江田事務局長） 先ほどもお話ししたように、申請者の山林に地目変更したいとの意思により申請されておりますので、お受けした次第であります。

1区 今井 和美推進委員 1区推進委員の今井です。

山林にしてしまうと、ほったらかしでボウボウになってもいいということになりませんか。

2区 栗原 恒明推進委員 2区の栗原です。

現況ですが、まず申請人は高齢であること、それと民宿と桜山を兼ねての営業という形になると思います。

桜山では春の宴のようなものを開いてた記憶があります。

申請人本人はこの桜山に相当な思い入れがあり、きちんとした方ですので、今回の申請地については草ぼうぼうになることはないと思います。

5区 高田 忠一推進委員 5区の高田です。

非常に難しい案件だと思います。農地パトロールをやっている立場からすると、本人が山林にしたいからと言ったことを優先していいのかと思うのです。

畑に農作物は作らないけど、果樹や花木を植えているところはけっこうあるんですよ。

こういうところの所有者が農地から除外したいと言ってきたらどうしたらいいんだろうと。

農地パトロールをする側として、極力農地を農地として残すべきとするスタンスからすると、今のまま農地として考えてはどうですか、と勧めるべきではと私は思うんです。

事務局（江田事務局長） 先ほど、畑でもいいのではないかとのお声もありましたが、私もお相談をお受けしているときに、そのようなことを伺いました。

逆になぜ山林にしたいのか、地目を変えても現状ほとんど変わらないのでは、ということも伺いましたが、先ほどもお話ししましたが、地目を現況に合わせたいという返事でした。

5区 新舟 文男推進委員 5区の新舟です。

今後、このような案件が出てきた時に、所有者の自己判断ですべて通してしまっているものなのか、非常に疑問なんです。

いかがでしょうか。

事務局（江田事務局長） 今回ご相談を受けて方法論として、4条で山林への転用が可能かどうかを県に相談したところ、一度駐車場として許可が出ているため受けられない、との回答がありました。

そのため今回非農地判断でお願いするという形になりました。

3区 小久保 健司推進委員 となると、ここの農地パトロールでの判断はどうなっているのですか。違反状態ではないのですか。

事務局（江田事務局長） そもそも、駐車場として転用許可が出た段階で、農地台帳から外れていまずので、調査対象外の土地であります。

よって、違反ですとか赤判定とかを判断する状況ではありません。

それから、先ほどの新舟委員さんからの今後についてですが、今回の案件は、すでに農業委員会が関わる農地から外れた土地が、たまたま地目変更を行わなかった事案であり、かなりレアなケースと思われますので、今後の判断の前例にはほとんどならないものと私は考えます。

その都度内容を鑑みてご検討いただくこととなると思います。

議長（横田 友会長） 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第10号について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと判断することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、農地には該当しない と判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和6年第2回定例総会を閉会いたします。